

福指第544号
令和6年3月11日

静岡県老人福祉施設協議会会長 様
静岡県老人保健施設協会会長 様
静岡県慢性期医療協会会長 様
静岡県認知症高齢者グループホーム連絡協議会会長 様
公益社団法人日本認知症グループホーム協会静岡支部支部長 様
静岡県訪問看護ステーション協議会会長 様

静岡県健康福祉部福祉指導課長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制等について

これまで、新型コロナウイルス感染症について、本県としての対応をお知らせするとともに、貴会会員への周知をお願いしてきたところです。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症となり、幅広い医療機関による自律的な通常の対応への移行が着実に進みました。

今般、厚生労働省から令和6年4月以降の医療提供体制等について示されましたので、下記の通りお知らせします。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

記

1 令和6年4月からの主な変更点

・季節性インフルエンザ等と同様に、医療費の自己負担割合に応じた患者負担が発生
〔急激な負担増を回避するため実施されていた、新型コロナ治療薬代や入院費用の軽減措置は、令和6年3月31日で終了〕

・季節性インフルエンザと同様に、幅広い医療機関で対応
〔発熱等の症状で医療機関を受診する場合は、かかりつけ医や居住地の近隣の医療機関などへの受診をお願いします。〕

※以下の制度等は、令和6年3月31日で終了

- ・新型コロナ患者用の入院病床の確保
- ・発熱等診療医療機関（発熱患者等に対応できる医療機関）の指定・公表制度
- ・発熱等受診相談センター

2 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の療養の取扱い等（参考・変更なし）

- ・令和5年5月8日以降、感染症法に基づく外出自粛は求められていません。
- ・国では、感染させるリスクの高い「発症翌日から5日間かつ症状軽快後24時間経過するまでの間」は外出を控え、10日間はマスクを着用することを推奨しています。
- ・従事者が新型コロナに罹患した場合、就業制限するかどうかや就業制限する場合の期間は、各事業者の判断になります。
- ・同居家族などについても、外出自粛は求められていません。
- ・必要な場合などを除いて、検査目的の受診は控えてください。

3 新型コロナに関する相談窓口

県や政令市が設置していた受診相談窓口は3月末で終了します。

- ・厚生労働省が設置している以下のコールセンターは継続されますので、必要に応じて御相談ください。

【新型コロナウイルス感染症電話相談窓口】

0120-565653

担当：担当 介護指導班・障害指導班
電話 054-221-2529・3770

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

- 令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同じ5類感染症になっています
- 医療費は他の疾病と同様に自己負担が発生します
- 発症翌日から5日間は外出を控えましょう(国推奨)

★ 医療機関を受診した場合の費用

- ・ 令和6年4月1日からは、インフルエンザなど他の疾病と同様に、医療費の自己負担割合に応じた自己負担が発生します
- ※新型コロナ治療薬代や入院費用の軽減措置は、令和6年3月31日で終了

★ 療養期間や療養中の生活

- ・ 行政からは外出自粛を求めています。国は、感染させるリスクの高い「発症翌日から5日間」は外出を控え、10日間はマスクを着用することを推奨しています
 - ・ 10日間は高齢者等の重症化リスクの高い方との接触は控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします
 - ・ 登校・出勤は学校・職場の指示に従ってください
(復帰にあたり改めて検査を行なう必要はありません)
- ※行政による療養証明書は発行できません

★ 療養中の相談

- ・ 感染後に症状が悪化した際には、新型コロナと診断を受けた医療機関やかかりつけ医にご相談ください

★ 療養者のご家族等について

- ・ 行政からは外出自粛を求めています
- ・ 同居のご家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合には、家庭内での感染や体調に注意して下さい

家庭内での感染防止策

- ・ できる限り療養者と部屋を分け、療養者の世話をする人を限定する
- ・ 療養者と共用の風呂・トイレは清掃・換気を行ない、療養者は最後に入浴
- ・ 家庭内でもできる限りマスクを着用